

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

税務行政につきまして、日頃から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用資産）にも課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している資産について申告していただく必要があります。

つきましては、申告書等を同封いたしましたので、必要事項を御記入の上、期日までに御申告いただきますようお願いします。（償却資産を所有していない方、廃業、法人の解散又は事業所の市外転出等があった方もその旨を御記入の上、提出をお願いします。）なお、申告書等が不足した際は、平塚市ホームページ（<https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>）からダウンロードできます。「平塚市 儻却資産 申告」で御検索ください。

申告期限	令和7年1月31日（金） <small>（※ 受付印が押された申告書の控えが必要な場合は、併せて申告書のコピー（郵送の場合は、申告書のコピーと返信用封筒）を御提出ください。）</small>
提出先 問い合わせ先	平塚市役所 固定資産税課 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 電話 0463(23)1111 内線 2292

目 次

1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類と主な例	2
3 申告が必要な方	3
4 申告方法及び提出していただく書類	3
<u>5 申告書の書き方</u>	<u>4 ~ 10</u>
(1) 申告書の記入例※	4 ~ 5
(2) 増加資産がある場合の明細書記入例	6 ~ 7
(3) 減少資産がある場合の明細書記入例	8 ~ 9
6 電算処理による全資産申告の方法	10

～ここまでが申告書の記載に関するページです～

7 決算後の取得資産について	11
8 申告しない場合又は虚偽の申告をした場合	11
9 申告内容の確認調査について	11
10 家屋と償却資産の区分について	12
11 税額の算出方法及び免税点について	13 ~ 14
12 非課税資産について	15
13 課税標準額の特例資産について	15 ~ 16
参考資料	17 ~ 18

※該当の資産がない方、若しくは昨年度から資産に増減がない方についても申告が必要となりますので、4 ~ 5 ページを御覧のうえ、申告をお願いします。

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械・設備、器具・備品など）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

＜申告の対象になるもの＞

令和7年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、次の事項に該当するもの

1 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産 (法人においては、取得価額が10万円未満であっても固定資産勘定に計上されている資産は含む。)
2 儗却済資産 (耐用年数を経過しても、現に事業の用に供している資産)
3 企業の都合により減価償却を行っていない資産
4 薄外資産 (事業所の帳簿に記載されていないが事業の用に供している資産)
5 建設仮勘定で計上されている資産でも、その一部又は全部が1月1日までに完成しているもの
6 建物勘定、建物附属設備勘定で計上されている資産で、他から賃借している建物に施した附属設備（簡易間仕切り、冷暖房設備等）
7 リース資産 (他の事業所に貸し付けている資産) • • • • •
8 遊休及び未稼動である資産
9 割賦購入資金などで代金の完済していないものでも、現に事業の用に供している資産
10 改良費のうち資本的支出として計上した資産 (本体部と区分して取得年月の異なる資産ごとに申告してください。)

＜申告の対象にならないもの＞

1 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税(種別割)の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（工場構内等で使用する無登録自動車を含む。）
2 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用動植物は除く。）
3 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
4 法人税法又は所得税法の規定により、取得価額が10万円以上20万円未満の資産で、損金（必要な経費）として3年間で一括償却するもの

2 償却資産の種類と主な例

資産の種類			主な例														
第1種	構築物	構築物	門、塀、構内舗装（駐車場の舗装も含む。）、屋外排水溝、煙突、貯水池、水槽、庭園、その他土地に定着した土木設備等														
	建物附屬設	建物	建築設備（電気設備、ガス設備、給排水設備等）、内装・内部造作等 ☆家屋と償却資産の区分について ➔ 12ページを参照														
第2種	機械及び装置	機械	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、機械式駐車場設備、その他各種産業用機械及び装置等														
第3種	船	舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等														
第4種	航空機	機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等														
第5種	車両及び運搬具	車両	フォークリフト等の大型特殊自動車（車種別番号「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」のもの）、台車等 ※自動車、軽自動車税（種別割）の課税対象となる自動車等（普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車、農耕作業用トレーラ等）は除きます。なお、大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分については、下記のとおりとなりますが、くわしくは道路運送車両法施行規則別表をご参照ください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(参考) 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">次に掲げる要件の一つでも満たす場合は、小型特殊自動車ではなく、大型特殊自動車であり、償却資産の対象となります。</td> </tr> <tr> <td>(1)</td><td>自動車の長さが4.70mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>(2)</td><td>自動車の幅が1.70mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>(3)</td><td>自動車の高さが2.80mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>(4)</td><td>最高時速が毎時15kmを超えるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※農耕用作業用自動車については、最高時速が毎時35km以上のものであれば大型特殊自動車となります。（大きさは問いません）</td> </tr> </tbody> </table>	(参考) 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分		次に掲げる要件の一つでも満たす場合は、小型特殊自動車ではなく、大型特殊自動車であり、償却資産の対象となります。		(1)	自動車の長さが4.70mを超えるもの	(2)	自動車の幅が1.70mを超えるもの	(3)	自動車の高さが2.80mを超えるもの	(4)	最高時速が毎時15kmを超えるもの	※農耕用作業用自動車については、最高時速が毎時35km以上のものであれば大型特殊自動車となります。（大きさは問いません）	
(参考) 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分																	
次に掲げる要件の一つでも満たす場合は、小型特殊自動車ではなく、大型特殊自動車であり、償却資産の対象となります。																	
(1)	自動車の長さが4.70mを超えるもの																
(2)	自動車の幅が1.70mを超えるもの																
(3)	自動車の高さが2.80mを超えるもの																
(4)	最高時速が毎時15kmを超えるもの																
※農耕用作業用自動車については、最高時速が毎時35km以上のものであれば大型特殊自動車となります。（大きさは問いません）																	
第6種	工具・器具及び備品	工具・器具	測定工具、検査工具、取付工具、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、レジスター、陳列ケース、ステレオ、テレビ、エアコン、冷蔵庫、看板、衝立、応接セット、金型、医療機器等														

なお、この償却資産の範囲は、法人の場合「法人税確定申告書 別表（減価償却額の計算）」、個人事業主の場合は所得税申告書の「減価償却費の計算」に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税（種別割）が課税される自動車、及び無形固定資産等を除いたものにおおむね一致します。

☆業種別の主な償却資産の内訳 ➔ 17ページを参照

3 申告が必要な方

- 令和7年1月1日現在、
・平塚市内に事業用の資産を所有している法人又は個人
・平塚市内に償却資産を貸し付けている法人又は個人

※ 債却資産を所有していない方、廃業・解散や事業所の市外転出等があった方に
つきましても、申告書の備考欄にその旨を御記入の上、提出してください。

4 申告方法及び提出していただく書類

増減のあった資産について申告する「増減申告」と、資産ごとの1月1日現在の評価額を計算した上で、全資産について申告する「電算処理による全資産申告」(10ページ参照、以下「電算申告」という)の2つの申告方法があります。

〈増減申告による方法〉

- 次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。
- 以前に申告している資産がある方（電算申告は除く）は、同封した債却資産種類別明細書（申告済資産の一覧表）を参照の上、増減のあった資産のみ申告してください。

申告の区分		申告書	種類別明細書		注意事項
			増加資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)	
① 前年度に申告された方	ア 前年度と資産の内容が同じ場合	○	×	×	増加・減少のあった資産が明確にわかるよう申告してください
	イ 増加した資産がある場合	○	○	×	
	ウ 減少した資産がある場合	○	×	○	
	エ 増加・減少資産の両方がある場合	○	○	○	
② 初めて申告される方 (該当資産のない方は、下段③を参照)		○	○	×	
③ 当初から該当資産のない方		○	×	×	申告書「18 備考」欄に、「該当資産なし」と記入してください。
④ 廃業、解散又は事業所の市外移転等をされた方		○	×	×	申告書「18 備考」欄にその内容と、年月日を記入してください。

☆申告書の書き方・記入例 ➔ 4ページを参照

5 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の記入例

住所と個人事業主氏名
又は法人名称及び個人番号
又は法人番号を記入してください。

前年前に取得した資産の
取得価額の合計額を資産
の種類別に印字してあり
ます。

下段の部分は記入不要で
す。ただし電算申告をする
方は記入する必要がありま
すのでご注意ください。

受領印	年 月 日 令和 7 年度 神奈川県平塚市長																																															
所 有 者 者	1 住所 又は納税通知書 送付先	〒254-0041 浅間町9番1号 (屋号)																																														
	2 氏名 法人にあっては その名称及び 代表者の氏名	平塚電子機器製造(株) 代表取締役 平塚一郎 (電話 23-1111)																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">資産の種類</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>前年に取得したもの(イ)</th> <th>前年に減少したもの(ロ)</th> <th>前年に取得したもの(ハ)</th> <th>計(イ) - (ロ) + (ハ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td>7,568,000</td> <td></td> <td>2,475,000</td> <td>10,043,000</td> </tr> <tr> <td>2 機械及び装置</td> <td>45,532,600</td> <td>12,467,000</td> <td>25,633,500</td> <td>58,699,100</td> </tr> <tr> <td>3 船舶</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航空機</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運搬具</td> <td>3,690,000</td> <td></td> <td></td> <td>3,690,000</td> </tr> <tr> <td>6 工具器具及び備品</td> <td>5,554,600</td> <td>750,000</td> <td>1,407,000</td> <td>6,211,600</td> </tr> <tr> <td>7 合計</td> <td>62,345,200</td> <td>13,217,000</td> <td>29,515,500</td> <td>78,643,700</td> </tr> </tbody> </table>				資産の種類				取得価額		前年に取得したもの(イ)	前年に減少したもの(ロ)	前年に取得したもの(ハ)	計(イ) - (ロ) + (ハ)	1 構築物	7,568,000		2,475,000	10,043,000	2 機械及び装置	45,532,600	12,467,000	25,633,500	58,699,100	3 船舶	0				4 航空機	0				5 車両及び運搬具	3,690,000			3,690,000	6 工具器具及び備品	5,554,600	750,000	1,407,000	6,211,600	7 合計	62,345,200	13,217,000	29,515,500	78,643,700
資産の種類				取得価額																																												
	前年に取得したもの(イ)	前年に減少したもの(ロ)	前年に取得したもの(ハ)	計(イ) - (ロ) + (ハ)																																												
1 構築物	7,568,000		2,475,000	10,043,000																																												
2 機械及び装置	45,532,600	12,467,000	25,633,500	58,699,100																																												
3 船舶	0																																															
4 航空機	0																																															
5 車両及び運搬具	3,690,000			3,690,000																																												
6 工具器具及び備品	5,554,600	750,000	1,407,000	6,211,600																																												
7 合計	62,345,200	13,217,000	29,515,500	78,643,700																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>評価額(本)</th> <th>※決定価格(△)</th> <th>※課税標準額(ト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 機械及び装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航空機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運搬具</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具器具及び備品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				資産の種類	評価額(本)	※決定価格(△)	※課税標準額(ト)	1 構築物				2 機械及び装置				3 船舶				4 航空機				5 車両及び運搬具				6 工具器具及び備品				7 合計																
資産の種類	評価額(本)	※決定価格(△)	※課税標準額(ト)																																													
1 構築物																																																
2 機械及び装置																																																
3 船舶																																																
4 航空機																																																
5 車両及び運搬具																																																
6 工具器具及び備品																																																
7 合計																																																

この欄の合計額は、種類別
明細書（減少資産用）の取
得価額の合計額に一致し
ます。

この欄の合計額は、種類別
明細書（増加資産用）の取
得価額の合計額に一致し
ます。

- 注1：印字してあるデータ（住所、名称、税理士氏名、資産の所在地等）に訂正がある場合は、赤の二本線で抹消の上、修正してください。
- 注2：償却資産の有無に関わらず、この申告書は、必ず提出してください。
- 注3：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人（法人）番号の記入が必要となります。

平塚市内で事業を開始した年月日を記入してください。

該当するほうに○印をつけてください。

- ・「有」の場合、「耐用年数の短縮承認通知書」の写、「増加償却の届出書」の写、特例適用資産に関する必要書類を添付してください。
- ・償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められていませんので、ご注意ください。

「有」の場合、主な貸主等を記入してください。

事業用家屋が「自己所有」か「借家」か
該当するほうに○印をつけてください。

- 次のような事項を記入してください。
- (1) 所有者以外に納税通知書等の送付を希望する場合、送付先やその理由
 - (2) 納税管理人を定めている場合は、その者の住所・氏名
 - (3) 「耐用年数の短縮承認通知書」の写等添付した書類がある場合はその書類の名称
 - (4) 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の理由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その程度
 - (5) その他、申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

- ・該当する資産を所有していない方 → 「該当資産なし」と記入してください。
- ・資産の内容に変更がない方 → 「一品増減なし」と記入してください。
- ・廃業・解散・転出等された方 → 廃業・解散・転出等いずれかの内容と、年月日を記入してください。

(2) 種類別明細書（増加資産用）<緑色の用紙>の記入例

所有者コード

申告書右上にある所有者コード欄に印字されている数字を転記してください。

資産の種類

この手引き2ページ「償却資産の種類」を参照して記入してください。

例：“構築物＝第1種”→「1」を記入

資産コード

申告年度・明細書のページを記入してください。

例：“令和7年度1ページ1行目”

→「07. 001. 01」

資産の名称等

資産の名称等をカタカナ・英数字で記入してください。

取得年月

資産を実際に取得した年月を記載してください。

年号は、令和=5、平成=4、昭和=3です。

平成の場合は、5を4に、昭和の場合は5を3に変えてください。

平成31年1月2日～4月30日までに取得した資産は「4」、令和元年5月1日以降に取得した資産は「5」となります。

種類別明細書（増加資産用）										摘要				
令和7年度		所有者コード (申告書右上の所有者コード)		所有者名 平塚電子機器製造(株)		枚のうち 枚目								
行	資産番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号 年 月	取得価額 千円	耐用年数 年数	増加事由 ○印	特例コード 1:課税 2:非課税 3:減免コード 4:借用資産	価額 千円	増加価額 千円	減免額 千円	借用額 千円	摘要
01	1/07 001	0.1	ホリウメン	001	5 07 01	2475000	15	①② ③④						元旦取得
02	2/07 001	0.2	クレーン(チュウコ)	001	5 03 01	25633500	03	①② ③④						取得価額の誤りのため訂正
03	6/07 001	0.3	フクシャキ	001	4 08 04	150000	05	③④						
04	6/07 001	0.4	エアコン	002	4 31 01	950000	06	①② ③④						
05	6/07 001	0.5	タイカキンコ	001	3 62 01	307000	20	①② ③④						
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
小計										29515500				

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他いづれかに○印を付けてください。

注1：昨年中に取得又は移動による受入れなどにより増加した場合には、その増加した資産について記入してください。

注2：初めて申告される方は、令和7年1月1日現在平塚市内に所有している全ての償却資産について記入してください。

注3：網掛け部分は、記入不要です。

注4：「取得年月」「取得価額」「耐用年数」「増加事由」は、評価計算の基礎となりますので、記入漏れのないようお願いいたします。

当該資産について、次のような事項を記入してください。

- ・非課税や課税標準の特例に該当する資産については、その適用条項（例：地方税法第349条の3第1項）
- ・短縮耐用年数を適用している資産や増加償却を行なっている資産については、その旨表示
- ・変更や前年度申告漏れがあった資産の場合は、その旨の表示
- ・その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

増加事由

該当する番号に○印を付けてください。

- ・新品取得→1
- ・中古品取得→2
- ・移動による受入れ→3
- ・その他→4

耐用年数

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。中古資産について見積耐用年数によっている場合は、その見積耐用年数を記入してください。

国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入し、必ず、「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。

取得価額

取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するため直接要した費用を含む。）をいいます。

なお、圧縮記帳は、償却資産の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得金額を記入してください。

(3)種類別明細書(減少資産用)<赤色の用紙>の記入例

所有者コード

申告書右上にある所有者コード欄に印字されている数字を転記してください。

抹消コードの記入方法

申告済資産を減少したときには、同封している「償却資産種類別明細書」の「資産番号」を転記してください。

令和7年度 種類別明細書(減少資産用)									
行番号	資産の種類 名義人	抹消コード (「償却資産種類別明細書」の「資産番号」を転記してください。)	資産の名称等			数量 年号	取得年月 年 年 月	取得価額 千円	耐用年数 抹消年度 3 移動 4 その他
			資産番号	資産名	資産の詳細				
01		240400201デンシキキセイゾウキカイ	001	40303	12,467,000	07	1・2・3・4	1・2	
02		636200205キャビネット	005	36109	550,000	05	1・2・3・4	1・2	当初取得価額770,000円(数量7)のうち550,000円(数量5)分減少
03		6409001147クシキ	004	40804	200,000	05	1・2・3・4	1・2	取得価額の誤りのため
04									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小計					13,217,000				

注1:昨年中に減少した資産について記入してください。

注2:以前に申告している資産がある方は、同封した「償却資産種類別明細書」に基づいて、資産コード等を記入してください。

注3:減少の事由は必ず該当のいずれかに○印をつけてください。抹消年度は記入不要です。

提出用

第十六号様式別表一

所有者名		/枚のうち
平塚電子機器製造(株)		/枚目

摘要

減少区分が「2一部」に該当する場合は、例のように記入してください。

(例)当初取得価額77万円(数量7)のうち55万円(数量5)分の減少
その他、当該資産が減少したことについて、必要な事項を記入してください。

数量・取得価額・減少区分

減少した資産の数量、取得価額を記入してください。

なお、該当する資産の一部を減少した場合には、その減少部分に対応する取得価額、数量を記入のうえ、減少区分欄「2」に○印をつけてください。

令和7年度 傷却資産種類別明細書									
所有者コード	住所	254-0041	浅間町9番1号						
04215035 氏名・法人名			平塚電子機器製造(株)						
連番	種類	資産番号 資産の全称	数量 年号	取得年月 年 年 月	取得価額	耐用年数	減価 償却率	前年度 評価額	本年度 評価額
1	2	404-002-01 デンシキキセイゾウキカイ	1	H 3. 3	12,467,000	7	0.720		
2	5	407-001-02 フォークリフト	1	H 2. 4	1,822,200	5	0.631		
3	5	407-001-03 フォークリフト	1	H 4.11	2,148,800	5	0.631		
4	6	362-002-05 キャビネット	7	S61. 9	770,000	5	0.631		
5	6	409-001-14 フクヤキ	4	H 8. 4	200,000	5	0.631		
以下余白									

「償却資産種類別明細書」には、申告済資産の資産コード、取得価額などのデータを印字しています。

申告の際の参考資料としてご活用ください。

なお、初めて申告される方、電算申告の方、申告済の資産がない方には、同封しておりません。